

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5 月 6 日
【会社名】	株式会社巴川製紙所
【英訳名】	TOMOEGAWA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 井上 善雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03(3561局)7121番(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員CFO経営戦略本部長 山口 正明
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区用宗巴町 3 番 1 号
【電話番号】	054(256局)4319番
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部経理グループマネージャー 長谷川 俊樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年4月22日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

子会社株式評価損

当社が保有する子会社株式のうち、実質価額が著しく下落した子会社株式について減損処理を実施し、子会社株式評価損を特別損失として計上することといたしました。

減損損失

当社が保有する固定資産について、将来の回収可能性を検討した結果、減損損失を特別損失として計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

子会社株式評価損

平成28年3月期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の個別決算において、子会社株式評価損505百万円を特別損失として計上し、連結決算においては当該子会社に係るのれんの一時償却を行い、のれん償却額255百万円を計上することといたしました。

なお、当該子会社株式評価損は、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

減損損失

平成28年3月期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の個別決算において、減損損失391百万円を特別損失として計上することといたしました。

以 上